

赤磐市審議会見直し方針

平成20年 2月15日策定

平成24年 4月 1日改定

1 審議会の定義

赤磐市における審議会とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法第138条の4第3項）、及び訓令又は告示等に基づき設置し、その設置目的、構成員、機能等に照らして、附属機関に類するもので、年度を通じて恒常的に設置されるものをいう。（審議会、委員会等名称は問わないものとする。）

2 廃止及び統合の検討

次のいずれかに該当するものについては、国や県の法令に設置義務があるなどの場合を除き、廃止又は統合を検討する。

- (1) 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるものについては、原則として廃止する。（過去3年間の開催実績の平均が年1回未満のもの、または、前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- (2) 当該審議会のほかにも類似の目的を持つ審議会があり、独立して設置する意義が薄れているものについては、原則として統合又は廃止する。
- (3) 単なる意見聴取又は意見交換の機会となっており、審議の結果を市行政に反映させる方法が明確でないものについては、原則として廃止する。
- (4) 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれているものについては、その必要性を再検討し、類似審議会への統合等を図る。

3 運営の見直し

- (1) 審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことのないよう審議の活性化を図る。
- (2) 事前に資料を配付するなど、審議の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求めるなどの方法により、審議の活性化を図る。
- (3) 開かれた市政を推進するため、個人のプライバシーに係るものなど特別な事由がある場合を除き、審議会の審議を公開するものとし、市ホームページに審議会の審議状況及び議事録も公開する。

4 委員の選任の見直し

(1) 委員数の見直し

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会の運営を行うため、委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

委員数は原則として10人以内とし、これを超過するものについては委員改選時に削減を検討する。

(2) 女性委員の積極的な登用

委員の女性比率が低い現状を踏まえて、男女双方の意見を広く市政に反映させるため、審議会への女性委員の登用促進を図る。

【指標】

本市の男女共同参画基本計画に掲げる目標値に沿って、委員改選時等に女性委員の積極的な登用に努める。

(3) 公募委員の積極的な登用

開かれた市政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図る。

(4) 長期就任の見直し

長期就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することにより、長期就任を防ぐこととする。

【指標】

原則として、委員の任期は再任を含め6年以内とする。

(5) 年齢構成の見直し

各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

(6) 行政関係者の就任の制限

行政が主導する審議会運営にならないようにするため、行政関係職員の委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

1 審議会当たりの行政関係職員は、原則として全体の2割以内とし、市職員は原則として1人以内とする。

(7) 重複就任の見直し

重複就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、一方で欠席や代理出席の増加につながることも考えられることから、委員の選任に当たっては、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮する。

【指標】

1人当たりの重複就任は、原則として3審議会以内とし、委員選任時には、他の審議会への就任状況を十分考慮した上で選任を行う。

5 開催経費の節減

審議会の開催は、審議の内容を勘案のうえ適正な開催回数に努めるとともに、庁内会議室の活用や開催時間帯の工夫などにより開催経費の節減を図る。

6 新たな審議会の設置

新たな審議会の設置については、真に必要な場合に限定し、設置に当たっては、設置目的が類似する審議会の設置を防ぎ、審議内容の重複を避けるため、審議会の所掌事項をできるだけ広範囲のものとするとともに、財務部長及び財政課長に事前に協議すること。